常勤役員報酬算定規則

（目的）

第1条 この規則は、常勤役員報酬規則第3条にもとづき、常勤役員の報酬額の算定に関する事項を定める。

（常勤理事報酬の算定基準）

第2条 常勤理事の報酬は、次の基準にもとづき算定する。

1 常勤理事報酬の算定は、コープ九州会員生協の常勤理事の平均報酬額に、コープおきなわ職員平均賃金とコープ九州会員生協職員平均賃金との比率を乗じたものを基本とする。

＊職員給与実績は、日本生協連発行「賃金労働条件調査」にもとづくものとする。

2 常勤理事の報酬は、固定制とし、別表1の通りとする。

（常勤監事報酬の算定基準）

第3条 常勤監事の報酬は、次の基準にもとづき算定する。

1 常勤監事の報酬は、監査職務の分担状況と常勤理事の報酬内容及び水準を考慮して、算定する。

2 常勤監事の報酬は、固定制とし、別表2の通りとする。

3 常勤監事の報酬は、監事会の協議で決定する。

（改廃）

第4条 この規則の改廃は、理事会において行う。

（施行）

第5条 この規則は2009年4月1日から実施するものとする。

2016年3月15日 改定
2018年1月19日 改定

別表1 常勤理事報酬

役職名	報酬額
理事長	1092万円
専務理事	1014万円
常務理事	936万円
常勤理事	858万円

別表2 常勤監事報酬

役職名	報酬額
常勤監事	600万円